

## 労働者保護ルールの見直しに関する意見書（案）

我が国の労働者は、大多数が雇用関係のもとで働く「雇用社会」であり、富士宮市内の企業においてもさまざまな業種で多くの市民が働き地域経済を支えている。この雇用労働者が安定的な雇用のもとで安心して働くことのできる環境を整備することが、アベノミクスによる経済効果の実感、デフレからの脱却、地域経済の底上げや日本社会全体の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、成長戦略という名のもとで「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しといった、労働者を保護するルールの見直しが議論されているが、これらの制度は労働者の不安を招き、雇用を不安定化し、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

また、国の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設すると提言されている。雇用・労働政策は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づき労働者の代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきである。

よって国においては、労働者が安心して働き地域経済が持続的に成長できるよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入や、制度を悪用し恣意的に解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を十分に踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度整備に尽力すること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）